

# 千葉県報

号外  
令和5年2月27日

号外第15号

## 主要目次

○ 令和五年千葉県告示第十九号の四の一部を改正する告示

一

告示

示

### 千葉県告示第六十七号の二

令和五年千葉県告示第十九号の四（千葉県家畜伝染病予防規則に基づく鶏等の移出の制限）の一部を次のように改正する。

令和五年二月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

表区域の欄第二号を次のように改める。

二 旭市の一部（泉川、川口（旭市市道一〇〇二号線の以北の区域を除く。）、駒込及び神宮寺（旭市市道一〇五五号線及び同市市道一〇五六号線の以東の区域並びに同市市道A―四二三〇号線及び同市市道A―四二三二号線の以西の区域を除く。））

表区域の欄第三号中「飯多香、飯高、飯塚、入山崎、内山、内山新田」、「大寺、大保里、大堀、小高」、「加多古、片子」、「公崎」、「長丘」、「城下、春海」、「堀ノ内」、「山崎」及び「米持」を削り、同欄中第四号を削り、第五号を第四号とし、同欄第六号中「及び東部」を削り、同号を同欄第五号とし、同欄中第七号を第六号とする。

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八